

(6) 釣りの具体的なきまり(ルールとマナー)

魚とその生息環境を守り、誰もが釣りを楽しむことができるよう、漁業法や水産資源保護法のほかに、県の漁業調整規則によって県内における採捕の制限や禁止に関する事項が規定され、漁協の遊漁規則によって漁協の管轄区域ごとに釣れる魚種や遊漁料、禁漁期間などが決まっています。

誰もが、釣りを楽しむために、このルールと一般的なマナーを必ず守ってください。

注) 漁業関係法規でいう採捕(捕る)とは、魚が釣れなくても「釣る」または「釣ろうとする」行為そのものが「採捕」にあたりますので注意してください。

漁具・漁法の制限と禁止

爆発物や有毒物を使用した漁法は禁止されています。

(水産資源保護法)

水中に電流を通じたり、瀬干をしたり、鵜の使用、石打ち、やすや針の放射などをして魚を採捕する漁法は禁止されています。

また、四つ手網などの網類にも網目の大きさなどの制限があります。

(漁業調整規則：資料6参照)

注) ほかに、遊漁規則でも遊漁者や漁業者ができる漁具・漁法が決まっています。

禁漁期間

次の魚種は、捕ってはいけない期間が決まっています。

・サケ：周年

・溪流魚：9月21日～翌年2月末日

・アユ：1月1日～5月31日

・ワカサギ：4月1日～5月31日

(漁業調整規則：資料6参照)

注) さらに、アユ・ワカサギなどは、漁協の遊漁規則で禁漁期間の延長が決まっているのでご注意下さい。

全長制限

稚魚や産卵魚を保護するため、次の魚は、捕ってはいけない魚のサイズが決まっています。

ヤマメなどの溪流魚(15cm以下)

ウグイ(8cm以下)、ウナギ(30cm以下)

ソウギョ・レンギョ(60cm以上)

(漁業調整規則：資料6参照)

注1) 捕れてしまったら放してください。

注2) サケやヤマメなどが生んだ卵も採捕してはいけません。

採捕の禁止区域、制限

危険防止や魚類の保護のため発電や農業用の取水えん堤の上下流や産卵場所では、区域を限って禁止区域や保護水面に指定されている場所があります。(漁業調整規則：資料6参照)

遊漁券(釣り券)の購入

釣りをする時は、遊漁券(釣り券)を購入し、見えやすいように身に付けて下さい。

遊漁料は魚の増殖と釣り場管理に必要な費用の一部を遊漁者にも負担してもらうものです。

(遊漁券：資料2参照)

尾数制限

多くの釣り人が釣りを楽しむことができるよう、溪流魚には尾数制限があります。(1日あたり20尾まで)

注) 特定外来生物被害防止法によって、ブラックバス(オオクチバス・コクチバス)やブルーギルなど13種類の魚種が指定され、飼育や運搬、販売、譲渡、移植などが禁止されています。

罰則の内容

水産動植物の採捕の制限や禁止事項に違反した場合、次の罰則が適用されます。

水産資源保護法違反：3年以下の懲役又は200万円以下の罰金（保護法36条）

漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利の侵害（遊漁規則の漁法の制限違反など）：20万円以下の罰金（漁協等の告訴が必要。漁業法143条）

漁業調整規則違反：6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金、又はこれを併科（調整規則第37条）

知事が委員会指示に従うことを命じた場合で、それに従わなかったとき：1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料（漁業法第139条）

釣り人のマナ -、常識

使用した釣りの仕掛けやゴミを捨てない

釣り人が棄てたテグスや釣り針で川遊びに来た子供たちがケガをしたり、野鳥が傷ついたりオモリを飲み込んで鉛中毒になることがあるので、使用した仕掛けは必ず持ち帰りましょう。

また、ゴミ袋や携帯灰皿を用意して、ゴミやタバコの吸い殻を捨てないようにしましょう。釣りの上達の極意は自然との共生が第一歩です。

他人に迷惑をかけない、釣り場を独占しない

釣り場では他の人と適度な間隔を保ち、割り込まないようにして、限られた場所ではお互いに譲り合いましょう。

溪流釣りでは先行者が優先です。先回りや追い抜きは止めましょう。

遊漁証の携行を忘れず、漁場監視員の指示に従う

釣りをする時は遊漁券（釣り券）を購入・携行し、見えやすいところに付けてください。釣り場では監視員の注意や指示に従ってください。



駐車場所に注意する

駐車する時は、地域の人々の生活や仕事の迷惑にならないよう駐車場所に気を付けましょう。

また、むやみに人の土地や田畑などには立ち入らないようにしましょう。

キャンプやたき火は場所を選ぶ

キャンプやたき火は火災の原因にならないように注意しましょう。また、急な増水、ガケ崩れなどの災害にあわないよう場所を選びましょう。

バーベキューなどをした後、生ゴミ等の放置は野生動物の生態系に影響を与えます。また、鉄板などの油ものを川で洗うことは水生生物等に大きな影響を与えますので必ず持ち帰ってから処理しましょう。

電線、落雷に注意する

送電線の近くでは、竿を接近させるだけでも感電しますので、竿を立てて持ち運ばないようにしましょう。（特にカーボンロッドは電気を良く通します。）

雷が近づいたら、早めに竿をたたんで安全な場所に避難しましょう。